

# 一般社団法人日本色彩学会 論文投稿規程

2015 (平成27) 年4月 1日制定

(目的)

第1条 この規程は、日本色彩学会誌に掲載する論文の投稿について規程する。

(論文の内容)

第2条 論文の内容は、色彩に関する学術、技術、あるいは芸術の進歩・向上に寄与し、信頼性を有し、独創的で新規なまたは有用な研究結果を含むものとする。ただし、学術誌等に論文として投稿中ないし既掲載のものを除く。

(論文の種類)

第3条 日本色彩学会誌に掲載される論文の種類は、次のいずれかとする。

- (1) (原著論文) 理論、調査、実験、開発、実践などに関する研究報告または論説。
- (2) (研究速報) 原著論文に準じ、小論文として研究成果を速報するもの。
- (3) (研究資料) 原著論文に準じ、資料としての信頼性と有用性を有するもの。

(投稿資格)

第4条 論文の筆頭著者、または論文責任者は本学会員でなければならない。

(投稿方法)

第5条 投稿原稿は、別に定める「日本色彩学会誌執筆要領」に従って作成し、学会誌編集委員会に送付する。

(投稿後の取り扱い)

第6条

- (1) (受付) 投稿論文には、投稿受付日と受付番号が付記され、著者に通知される。
- (2) (査読) 投稿論文は、別に定める「日本色彩学会査読規程」に従って査読される。
- (3) (審査) 学会誌編集委員会は、査読結果にもとづき、論文の「掲載可」、「著者に照会後再審査」、「掲載不可」の判定を行ない、その結果を著者に通知する。掲載可とされた論文には、掲載決定日が付記される。再審査は1回を原則とする。
- (4) (掲載) 掲載可とされた論文の掲載は、掲載決定日の順によることを原則とする。
- (5) (校正) 論文の印刷にあたり、原則として著者校正を一回行なう。このとき著者は、印刷上の誤り以外の修正、加筆、削除などを行なってはならない。
- (6) (投稿論文の取り下げ) 論文は学会誌編集委員会に文書で申し出ることにより取り下げることができる。
- (7) (異議申立て) 掲載不可の場合、その判定に異議あるときは書面をもって、学会誌編集委員会に再審査を請求することができる。
- (8) (誤り訂正) 著者は、掲載決定後に論文内容に関する誤りに気付いたときには、「誤り訂正」を投稿することができる。
- (9) (掲載取り消し) 学会誌編集委員会は、掲載決定後においても、二重投稿、論文盗用、データ改ざん等の不正を発見した場合は、掲載を取り消すことができる。

(著作権)

第7条 本学会誌に掲載された論文の著作権および編集著作権は、本学会に帰属するものとする。ただし、著者自身が利用する場合には制約を受けない。

(掲載料等)

第8条 論文の種類を問わず、掲載料は徴収しない。

2 論文別刷は、希望者にのみ有償で頒布する。別刷料は別に定めるところによるものとする。なお別刷の受注は発行時にのみ受け付けるものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、学会誌編集委員会が起案し、理事会が行う。

付則 本規程は、2015 (平成27) 年4月1日から施行する。